

# デジタル社会（Society5.0）に向けた 宗務施策

竹内 照 公

## 【はじめに】

デジタル化が国家戦略になっている。国によるデジタル化の研究開発推進とともに、行政のデジタル化が目指されている。文化庁が所管する宗教法人と宗務行政は、これまで、デジタル化の取り組みが進んでいるとは言い難かったが、いよいよ、行政や社会のデジタル化の影響が及ぼうとしている。そこで、国家戦略としてのデジタル化の取り組みについて、研究開発および行政のデジタル化を取り上げ、宗教の扱いを検討する。

国が進めようとするデジタル化から、「科学技術・イノベーション基本計画」と「デジタル社会の実現にむけた重点計画」を取り上げる。「科学技術・イノベーション基本計画」は、研究や開発の方向性やあり方を示している。「デジタル社会の実現にむけた重点計画」は、行政のデジタル化の取り組みを扱っている。文化庁の宗教法人と宗務行政のデジタル化について、令和6年度予算要求の検討を行う。

デジタル化の進展は社会の変容をもたらす。宗教も、デジタル化を活用するとともに、デジタル化によって生じる課題に取り組む役割を潜在的に持っている。一方で、個人の信教の自由や、宗教団体とりわけ宗教法人の活動が国家戦略として進められているデジタル化を通じて制約されることがないような配慮が必要である。

## 【デジタル化についての研究や開発】

平成7年に制定された「科学技術基本法」は、政府が「科学技術基本

計画」を策定し、長期的視野にたった科学技術政策を推進することを定めている。令和2年度までの5期にわたる「科学技術基本計画」が進められてきた。令和3年に「科学技術・イノベーション基本法」に変更され、「イノベーションの創出」とともに「人文科学のみに係る科学技術」が対象に加えられた。「科学技術・イノベーション基本法」のもとで、令和3年度からの5年間を対象とする「第6期科学技術・イノベーション基本計画」<sup>(1)</sup>が策定された。

## Society5.0

「第6期科学技術・イノベーション基本計画」では、Society5.0と呼ばれる新しい社会像を現実のものにしている。Society5.0は、「サイバー空間とフィジカル空間を高度に融合させたシステムにより、経済発展と社会的課題の解決を両立する人間中心の社会」と定義されている。我が国が目指すべき社会とは、「直面する脅威に対し、持続可能性と強靭性を備え、国民の安全と安心を確保するとともに、一人ひとりが多様な幸せ（well-being）を実現できる社会」としている。

Society5.0の概念は、「第5期科学技術基本計画」<sup>(2)</sup>で提唱され、「ICTを最大限に活用し、サイバー空間とフィジカル空間（現実世界）とを融合させた取組により、人々に豊かさをもたらす「超スマート社会」を未来社会の姿として共有し、その実現に向けた一連の取組を更に深化させつつ「Society 5.0」として強力に推進し、世界に先駆けて超スマート社会を実現していく」としていた。

Society5.0には、「狩猟社会、農耕社会、工業社会、情報社会に続くような新たな社会を生み出す変革を科学技術イノベーションが先導していく」という意味を込めているという。ドイツの「インダストリー4.0」、米国の「先進製造パートナーシップ」、中国の「中国製造 2025」等の「第4次産業革命とも言うべき変化」を先導していく取り組みが、各国で官民協力の下で打ち出されているという認識のもとに、我が国においてもSociety5.0が打ち出された。未だ実現していない世界観であるだけに、

わかりにくく、議論の余地がある。我が国が世界に先駆けたかの評価は将来に託されているが、必ずしもバラ色の未来社会とは断言できない。

## Society5.0の進化

第5期と第6期の間でSociety5.0についての説明に差がみられる。技術の進歩を反映するとともに、負の側面が配慮されるようになっている。

第5期で挙げられていた「ICT活用」は、第6期では消えている。「デジタル化が目的化してしまい、取り組みはデジタル化による既存業務の効率化に留まり、新たなビジネスモデルの創出というICTの本来の力が未活用」であることが課題して振り返られている。また、ICTが推進してきた情報社会の限界が意識され、Society5.0という次の社会像が提案されていることが踏まえられていると思われる。

サイバー空間とフィジカル空間との融合についての第5期の「取組」は、第6期では「システム」へと変更されている。個々の段階的なプロセスから、包括的な社会構造の改革という成果へと意識に変化がみられる。

第5期の「人々に豊かさをもたらす超スマート社会」は、第6期では「経済発展と社会的課題の解決を両立する人間中心の社会」に変更されている。経済性優先が行きすぎてしまい、持続可能性や一人ひとりの多様な幸せが脅かされているという危機意識が反映されている。

「第6期科学技術・イノベーション基本計画」では、Society5.0実現のために必要なものとして、

・サイバー空間とフィジカル空間の融合による持続可能で強靱な社会への変革

・新たな社会を設計し、価値創造の源泉となる「知」の創造

・新たな社会を支える人材の育成

をあげ、「総合知による社会変革」と「知・人への投資」の好循環を生み出すとしていている。計画の5年間で、政府の研究開発投資30億円、官民を合わせた研究開発投資の総額120億円を目指すとしている。

## 総合知

好循環を生むとされる「総合知」は、「科学技術・イノベーション基本法」および「第6次科学技術・イノベーション基本計画」の重要なポイントで、「総合知」による現存の社会全体の再設計が掲げられている。科学技術政策の範囲が広がり、「研究開発だけでなく、社会的価値を生み出す政策」に変化し、「人文・社会科学の厚みのある「知」の蓄積を図るとともに、自然科学の「知」との融合による、人間や社会の総合的理解と課題解決に資する「総合知」の創出・活用」が重要とされ、「人文・社会科学の真価である価値発見的な視座を取り込む」としている。

「第6次科学技術・イノベーション基本計画」に基づく総合科学技術・イノベーション会議有識者議員懇談会は、「『総合知』の基本的考え方及び戦略的に推進する方策 中間とりまとめ」<sup>(3)</sup>において、「総合知」の基本的な考え方を、「多様な「知」が集い、新たな価値を創出する「知の活力」を生むこと」としている。

「多様な「知」が集う」とは、「属する組織の「矩」を超え、専門領域の枠にとらわれない多様な「知」が集うこと」としている。あわせて、「『専門知』を疎かにしない」、「表層的な分離融合にしない」、「専門領域のさらなる細分化を引き起こさない」という留意点を挙げている。

「新たな価値を創出する」とは、「安全・安心の確保と Well-being の最大化に向けた未来像を描くだけでなく、科学技術・イノベーション成果の社会実装に向けた具体的な手段も見出し、社会の変革をもたらすこと」としている。あわせて、「方策は段階的に進められるように設計する」という留意点を挙げている。

その上で、「『知の活力』を生むこと」こそが「総合知」であり、「総合知」を推し進めることが、科学技術・イノベーションの力を高める」とし、「『総合知の活用』は、それ自体が目的ではなく、新たな価値の創造や課題解決により社会変革するための手段である」としている。

「総合知」の戦略的な推進方策として、「『場』構築」、「人材育成」、「人材登用（評価）」があげられ、内閣府のムーンショット型研究開発制度

や第3期科学技術イノベーションプログラムといった大型プロジェクトにおける総合知の活用や、総合知キャラバン、総合知ポータルサイトによる社会への発信がなされることになっている。これらが政府の投資の正体であるが、官民を合わせた研究開発投資を獲得できるかどうかは、それぞれのプロジェクトにかかっている。

### 社会課題と危機感

「第5期科学技術基本計画」では、「技術的な取り組みとともに、個人情報保護、製造者及びサービス提供者の責任等に係る課題への対応、社会実装に向けた文理融合による倫理的・法制度的・社会的取組の強化、新しいサービスの提供や事業を可能とする規制緩和・制度改革等の検討、適切な規制や制度作りに資する科学の推進を図る」としていた。

「第6期科学技術・イノベーション基本計画」では、「サイバー空間とフィジカル空間の融合」という手段と、「人間中心の社会」という価値観を、Society 5.0の前提となる「鍵」だとしている。サイバー空間に、社会のあらゆる要素をデジタルツインとして構築し、高度な解析を可能にし、それをフィジカル空間に反映し、社会を変革していくというプロセスが現実化しつつある。そこに、人間中心という価値観を組み込もうとしている。

「一人ひとりを意思決定の中心人物として押し上げ」、「一人ひとりに寄り添った利便性の高いサービスを提供」し、「様々な社会課題を解決する」として、「持続可能で強靱な社会を構築していく」としている。デジタルツインには、データによる非人間的なイメージが伴いがちであるが、従来なら集団で扱ってきた事柄を、一人ひとりの問題として認識することで、人間中心の解決につながる可能性がある。その一方で、集団として解決すべき事柄を、一人ひとりに押し付けてしまうような懸念もある。

第5期においては、ELSI (Ethical, Legal and Social Implications/Issues 倫理的・法的・社会的な課題)は、科学技術に付随する扱いで

あったが、第6期では、社会課題が取り組みの中心になった。俯瞰的な視野で、自然科学のみならず、人文・社会科学も含めた「総合知」を活用することで、様々な社会問題を解決することが目指されている。デジタルツインを人間中心から乖離させないことが科学技術政策で重視されている。科学技術が非人間的になる危険を防いでいるようにも見えるが、過剰な束縛がかえって人間中心に反することになりかねないという危険もある。

様々な社会課題としては、国内外における情勢変化として、「世界秩序の再編の始まり」、「現実の脅威になったグローバル・アジェンダ」、「情報社会（Society 4.0）の限界の露呈」があげられている。「第6期科学技術イノベーション基本計画」は、新型コロナウイルス感染症の拡大の中で策定され、「急速に変化する社会課題を、科学技術やイノベーションで解決しなければいけない」としている。その社会課題が科学技術やイノベーションで解決すべき問題なのか、政治や政策、行政で解決可能なものか、あるいはその他の取り組みが必要なものの検討は言及されていない。科学技術が偏重されている。

### 我が国の科学技術の凋落と新しい価値

社会課題の解決の拠り所を期待されている我が国の科学技術やイノベーションは危機的状況にある。欧米の後追いではない独自の科学技術を目指して「科学技術基本法」が制定されたが、制定以降、研究成果の量やインパクトにおいても、研究開発人材の確保においても、凋落傾向にある。我が国はノーベル賞受賞者を多数輩出している国とされているが、科学技術基本法制定以前の研究や海外での研究が対象で、科学技術基本法に基づく科学技術政策の成果とは言い難い。

グローバルな問題への危機感にくわえ、「科学技術基本法」のもとでの我が国の科学技術の低調さを突き付けられる中、我が国の独自性発揮を打開策の手がかりとして示そうとしている。「SDGsと軌を一にしながらも、そこに「信頼」や「分かち合い」を重んじる我が国独特の価値観

を重ね、我が国の信頼性の高い科学研究や技術力、更には極めて質の高い社会データの存在と結びつけ、20世紀の負の遺産を超えた我が国の未来社会像として Society 5.0を世界に示していかなければならない」と宣言している。

「信頼」や「分かち合い」を「我が国独特の価値観」としているが、人々の生活や行動の可視化という国をこえた普遍的な取り組みではないだろうか。これは、科学技術の取り組みの中で避けられがちであった宗教的な言説にも関心が寄せることになる。新しい価値には、新しいことだけでなく、従来の科学技術が見過ごしてきたものから価値を見出すことも含まれ、その見過ごされていたものとして宗教をあげることができる。

「信頼性の高い科学研究や技術力」の「信頼性」には、疑問が投げかけられるような事態が次々と起こっている。質の高い社会データがデジタルで構築されているとはいえ、デジタルデータ蓄積は、標準化の遅れによって進んでいるとは言い難い。一方で、我が国はアナログデータや標準化されていないデジタルデータを含めれば、質量も優れたものを歴史的に蓄積してきた。その中には、宗教も含まれている。

### 【行政のデジタル化の取り組み】

令和3年にデジタル庁が設置された。その際、「デジタル社会形成基本法」、「デジタル庁設置法」、「デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律」、「公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律」、「預貯金者の意思に基づく個人番号の利用による預貯金口座の管理等に関する法律」、「地方公共団体情報システムの標準化に関する法律」が定められた。

このうち、「デジタル社会形成基本法」は、平成12年に定められたIT基本法を廃止して定められたもので、国、地方公共団体及び事業者の責務等を規定している。内閣にデジタル庁を設置し、政府が「デジタル社会の形成に関する重点計画」を作成するとしている。「デジタル社会実現に向けた重点計画」は、「デジタル社会形成基本法に規定する重点計画、

## デジタル社会（Society5.0）に向けた宗務施策

情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律に規定する情報システム整備計画及び官民データ活用推進基本法に規定する官民データ活用推進基本計画として策定」され、閣議決定後、官民データ活用推進基本法の規定に基づいて国会に報告されている。

令和2年の「デジタル社会の実現に向けた改革の基本方針」<sup>(4)</sup>をふまえ、「デジタル社会の実現に向けた重点計画」は、令和3年に「デジタル社会形成基本法」施行やデジタル庁設置を見据えた計画として策定され、その後、令和4年、5年とデジタル庁により策定されている<sup>(5-7)</sup>。これまでの3年分の「デジタル社会の実現に向けた重点計画」の目次をみると3年間で構成が変化している（表1）。

令和3年の「デジタル社会の実現に向けた重点計画」は「デジタル社会形成基本法」施行およびデジタル庁設置を見据えたもので、あるべき姿の概念を整理する内容になっている。令和4年は、デジタル庁設置直後で、デジタル庁について説明されている。令和5年はある程度の取り組みが行われている段階という事情の変化もあってか、重点的な取り組みを列挙している。

「デジタル社会の実現に向けた重点計画」は、デジタル化についての各省庁の計画や予算に関わるもので、行政のデジタル化の推進については未だ確立したとは言えない段階である。今後、令和6年の「デジタル社会の実現に向けた重点計画」の構成が令和5年を踏襲したものになるかを見守り、どこまで領域を広げるのかに注意する必要がある。

### デジタル化の原則

「デジタル社会の実現に向けた重点計画」には、「重点計画の基本的考え方」が、「デジタルにより目指す社会の姿」および「デジタル社会の実現に向けての理念・原則」として示されている。そこには、「デジタル社会の実現に向けた改革の基本方針に示された10の原則」、「デジタル3原則」、「サービス設計12箇条」、「構造改革のためのデジタル原則」、「クラウド・バイ・デフォルト原則」が取り上げられている。（表2）

表1 「デジタル社会の実現に向けた重点計画」目次の変化

令和3年	令和4年	令和5年
<p><b>第1部 我が国が目指すデジタル社会と推進体制</b></p> <ol style="list-style-type: none"> <li>今後のデジタル改革に向けて</li> <li>デジタル社会の形成に向けたトータルデザインと推進体制</li> </ol> <p><b>第2部 デジタル社会の形成に向けた基本的な施策</b></p> <ol style="list-style-type: none"> <li>デジタル社会に必要な共通機能の整備・普及</li> <li>徹底したUI・UXの改善と国民向けサービスの実現</li> <li>包括的データ戦略</li> <li>官民を挙げたデジタル人材の育成・確保</li> <li>新技術を活用するための調達・規制の改革</li> <li>アクセシビリティの確保</li> <li>安全・安心の確保</li> <li>研究開発・実証の推進</li> <li>本計画の検証・評価</li> </ol> <p><b>第3部 施策集</b></p>	<p><b>第1 はじめに～重点計画の目的～</b></p> <p><b>第2 デジタルにより目指す社会の姿</b></p> <ol style="list-style-type: none"> <li>デジタル化による成長戦略</li> <li>医療・教育・防災・こども等の準公共分野のデジタル化</li> <li>デジタル化による地域の活性化</li> <li>誰一人取り残されないデジタル社会</li> <li>デジタル人材の育成・確保</li> <li>DDFFTの推進を始めとする国際戦略</li> </ol> <p><b>第3 司令塔としてのデジタル庁の役割</b></p> <p><b>第4 デジタル社会の実現に向けての理念・原則</b></p> <ol style="list-style-type: none"> <li>誰一人取り残されないデジタル社会の実現</li> <li>デジタル社会形成のための基本原則</li> <li>BPRと規制改革の必要性</li> <li>クラウド・バイ・デフォルト原則</li> </ol> <p><b>第5 デジタル化の基本戦略</b></p> <ol style="list-style-type: none"> <li>デジタル社会の実現に向けた構造改革</li> <li>デジタル田園都市国家構想の実現</li> <li>国際戦略の推進</li> <li>サイバーセキュリティ等の安全・安心の確保</li> <li>包括的データ戦略の推進</li> <li>デジタル産業の育成</li> <li>Web3.0の推進</li> </ol> <p><b>第6 デジタル社会の実現に向けた施策</b></p> <ol style="list-style-type: none"> <li>国民に対する行政サービスのデジタル化</li> <li>暮らしのデジタル化</li> <li>規制改革</li> <li>産業のデジタル化</li> <li>デジタル社会を支えるシステム・技術</li> <li>デジタル社会のライフスタイル・人材</li> </ol> <p><b>第7 今後の推進体制</b></p> <ol style="list-style-type: none"> <li>デジタル庁の役割と政府における推進体制</li> <li>地方公共団体等との連携・協力</li> <li>民間事業者等との連携・協力</li> </ol>	<p><b>はじめに</b></p> <p><b>第1 安全・安心で便利な国民の生活や事業者の活動に向けた重点的な取組</b></p> <ol style="list-style-type: none"> <li>マイナンバーカード/デジタル行政サービス</li> <li>デジタル臨時行政調査会によるアナログ規制の横断的な見直し</li> <li>国・地方公共団体を通じたDXの推進</li> <li>データ連携基盤の整備・優良事例のサービス/システムの横展開</li> <li>準公共サービスの拡充</li> <li>AI活用及びデータ戦略の推進</li> <li>国際的なデータ連携・越境データ移転の国際枠組み</li> <li>事業者向け行政サービスの拡充</li> <li>デジタルマーケットプレイス試行導入</li> <li>国家安全保障戦略等に基づく取組等の推進</li> </ol> <p><b>第2 重点計画の基本的考え方</b></p> <ol style="list-style-type: none"> <li>デジタルにより目指す社会の姿</li> <li>デジタル社会の実現に向けての理念・原則</li> </ol> <p><b>第3-1 戦略として取り組む政策群</b></p> <ol style="list-style-type: none"> <li>デジタル社会の実現に向けた構造改革</li> <li>デジタル田園都市国家構想の実現</li> <li>国際戦略の推進</li> <li>サイバーセキュリティ等の安全・安心の確保</li> <li>急速なAIの進歩・普及を踏まえた対応</li> <li>包括的データ戦略の推進と今後の取組</li> <li>Web3.0の推進</li> </ol> <p><b>第3-2 各分野における基本的な施策</b></p> <ol style="list-style-type: none"> <li>国民に対する行政サービスのデジタル化</li> <li>安全・安心で便利な暮らしのデジタル化</li> <li>アクセシビリティの確保</li> <li>産業のデジタル化</li> <li>デジタル社会を支えるシステム・技術</li> <li>デジタル社会のライフスタイル・人材</li> </ol> <p><b>第4 今後の推進体制</b></p> <ol style="list-style-type: none"> <li>デジタル庁の役割と政府における推進体制</li> <li>地方公共団体等との連携・協力</li> <li>民間事業者等との連携・協力</li> </ol>

「デジタル社会の実現に向けた重点計画」の目次は3段階のレベルから成り立っているが、第二段階までを抜粋

## デジタル社会（Society5.0）に向けた宗務施策

これらは、業務や手続きのデジタル化という課題に対応した原則として示されている。この行政のデジタル化により、行政のあり方が変化するとともに、デジタル化した行政は社会との関わりを変え、社会を変えていくことが予想される。その変化の中で、何を対象に施策を進めることになるのかを見極める必要がある。柔軟性やアジャイルガバナンスが、日常や官民連携のデジタル化からはみ出して権力として拡大される危険がある。これは、信教の自由や政教分離を脅かす可能性がある。

表2 デジタル化の原則

原則	内容 項目
「デジタル社会の実現に向けた改革の基本方針」に示された10の原則	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 オープン・透明</li> <li>2 公平・倫理</li> <li>3 安全・安心</li> <li>4 継続・安定・強靱</li> <li>5 社会課題の解決</li> <li>6 迅速・柔軟</li> <li>7 包摂・多様性</li> <li>8 浸透</li> <li>9 新たな価値の創造</li> <li>10 飛躍・国際貢献</li> </ol>
デジタル3原則 (情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律)	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 個々の手続・サービスが一貫してデジタルで完結する(デジタルファースト)</li> <li>2 一度提出した情報は、二度提出することを不要とする(ワンスオンリー)</li> <li>3 民間サービスを含め、複数の手続・サービスをワンストップで実現する(コネクテッド・ワンストップ)</li> </ol>
サービス設計12箇条 (情報システムの整備及び管理の基本的な方針)	<ol style="list-style-type: none"> <li>第1条 利用者のニーズから出発する</li> <li>第2条 事実を詳細に把握する</li> <li>第3条 エンドユーザーで考える</li> <li>第4条 全ての関係者に気を配る</li> <li>第5条 サービスはシンプルにする</li> <li>第6条 デジタル技術を活用し、サービスの価値を高める</li> <li>第7条 利用者の日常体験に溶け込む</li> <li>第8条 自分で作りすぎない</li> <li>第9条 オープンにサービスを作る</li> <li>第10条 何度も繰り返す</li> <li>第11条 一遍にやらず、一貫してやる</li> <li>第12条 情報システムではなくサービスを作る</li> </ol>
構造改革のためのデジタル原則 (デジタル臨時行政調査会)	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 デジタル完結・自動化原則</li> <li>2 アジャイルガバナンス原則</li> <li>3 官民連携原則</li> <li>4 相互運用性確保原則</li> <li>5 共通基盤利用原則</li> </ol>
クラウド・バイ・デフォルト原則	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ クラウドサービスの利用を第一候補として検討</li> <li>・ 共通的に必要とされる機能は共通部品として共用</li> <li>・ 機能ごとに細分化された部品を組み合わせて適正(スマート)に利用</li> </ul>

## 文化庁の宗教法人と宗務行政に関するデジタル化

令和6年度の文化庁の予算要求に「宗務行政のデジタル化」があげられ、61百万円が要望されている<sup>(8)</sup>。令和5年度予算額5百万円の12倍の規模になる。令和6年度に要求されている事業は、デジタル庁や統計センターとの連携を前提にしており、単独の取り組みの発展とは言い難いものの、行政のデジタル化に取り残されていた分野に、外部からのテコ入れがなされようとしている。同時に、「不活動宗教法人対策事業」に537百万円が要望されている。

「宗務行政のデジタル化」は、「近年、宗教法人法で定められた提出義務のある書類等が提出されないことなどにより、その活動実態が不明となっている不活動宗教法人が社会的に問題となっていることから、各種書類の電子化を進め、利便性を高めて行く必要がある。また、政府全体で業務のデジタル化が推進されるなか、宗務行政は他の分野と比べてデジタル化は極めて遅れており、煩雑で膨大な業務の効率化が課題となっていることから、早急に宗務行政のデジタル化を推進していくことが極めて重要である」とし、事業内容としては、「(1)宗教法人台帳システムの改修・保守」、「(2)宗務行政関係資料の電子化」、「(3)宗教統計調査のオンライン化」が掲げられている。

「(1)宗教法人台帳システムの改修・保守」は、前年度1百万円であったが、デジタル庁が46百万円を要望しており、「e-GOVと連携し、電子申請を導入」し、「宗教法人からの各種書類の提出を一層促進」し、「書類提出状況を確実に把握し、不活動状態の解消に資する」としている。その内容は、①宗教法人の基本事項を適切に管理する(DB機能)②各種書類の受理状況を適時適切に把握し、必要に応じて督促や過料請求までワンストップで行う③宗教統計調査結果の集計やDB情報の横断検索によって調査・分析する④システムのセキュリティ対策を強化するというものである。「不活動宗教法人対策事業」と関係していて、取り締まりの強化と位置付けることもできる。

「(2)宗務行政関係資料の電子化」は、前年度4百万円であったが10百

万円が要望されている。「昭和26年の宗教法人法施行以来、各法人からの申請書類は、現在も紙で保管・使用し続けているため、著しく経年劣化しており、今後の使用に耐えない」「法人が存続する限り、行政文書として業務において使用し続け、今後も永続的な使用に耐えうるよう電子化を進める」というもので、33,000コマを撮影するとしている。

「(3)宗教統計調査のオンライン化」は、新規に5百万円が要望されている。「現在、紙の調査票のみで行っている本調査について、総務省「公的統計の総合的品質向上に向けて（建議）」を踏まえ、ヒューマンエラー低減と統計利用の利便性向上、業務効率化の観点から、オンライン調査を導入する」とし、「政府統計共同利用システム」を活用してオンライン調査を実施するとともに、OCR読取式調査票を導入し、一元的な調査の実施を目指す」としている。令和6年は、電子調査票の開発、動画作成という準備が行われ、令和7年度にオンライン調査・OCR調査票が導入され、短期アウトカム（成果目標）として宗教統計調査の回答率80%以上があげられている。

これらによる「電子申請等による利便性向上」「宗務行政事務の適正化・効率化」が長期アウトカム（成果目標）として示されている。利便性については、書類提出に関連したサービスの開発によって達成させるものと思われるが、定められたものを最小限の労力で提出できる仕組みとなるなら歓迎される。その一方で、電子化された帳票は高度な連携が可能になることから、行政によるデータの利活用の行き過ぎや、デジタル化された宗務行政の逸脱への注意が必要である。

### 【まとめ 我が国のデジタル施策の方向性と宗教】

「科学技術・イノベーション基本計画」と「デジタル社会の実現に向けた重点計画」には、国が進めるデジタル化が示されている。「科学技術・イノベーション基本計画」は研究開発の方向性を示していて、Society5.0という新しい社会像を示し、そこに至るための総合知が示されている。「デジタル社会の実現に向けた重点計画」は、デジタル庁を

司令塔にした行政のデジタル化が示されており、文化庁の宗務行政のデジタル化も進められる方向である。これらの取り組みは、デジタル化を推進しようとするものであるが、宗教をめぐるっては、信教の自由や政教分離に影響する可能性を持っている。

「科学技術・イノベーション基本計画」は、扱う領域を拡大し、人文科学を取り込み、社会課題を解決しようとしている。この中で、宗教をどのように扱うかは明示される段階になく、取り組みが行きすぎてしまうと、宗教に対しては圧力になりかねない。かといって、宗教は見過ぎてしまうことができない対象でもあり、その加減が重要になる。

「デジタル社会の実現に向けた重点計画」では、標準化や一元化などで無駄をなくす取り組みが目指されているが、柔軟性やアジャイルガバナンスは、その場その場の対応になってしまう可能性があり、デジタル化が宗務行政の逸脱のきっかけになりかねない。

我が国は、デジタル化に遅れをとっていると言われていたが、スマホの普及やコロナ禍を通じて、社会のデジタル化が急速に進んでいる。行政のデジタル化も進められ、書類や手続きの改善を経験する機会が増えている。しかし、デジタル化にともなうトラブルや管理の不透明さが過剰な警戒感を高め、消極的な姿勢は根強い。リテラシーの格差も克服されておらず、デジタル化が分断を起している。

「第6期科学技術・イノベーション基本計画」以後のSociety5.0では、デジタル化やICT活用よりも、社会課題の解決が重視されている。デジタルを意識しなくても、デジタルを活用した社会の変革を享受できるような仕組みに進んでいくと考えられる。そこでは、意識しない形でデジタルツインが構築され、そこからのフィードバックが社会を変えていく。このようなデジタルツインの構築にあたり、宗教はデジタルツインの中でどのように扱われるのか、宗教がデジタルツインをどのように捉えていくのかということ、今まさに検討が必要である。宗教は、デジタルツインとの付き合い方を明確にしておく必要がある。

これまで宗務行政のデジタル化の取り組みは、文化庁がホームページ

を設置したり、宗教時報にインボイスやマイナンバーなどが取り上げられたり、地理情報システムの活用が紹介されるという程度であった。令和6年度は、不活動宗教法人対策としてデジタル化が進められようとしているが、活動と不活動の切り分けだけでなく、活動の中身までが対象となり、新たな権力が信教の自由や政教分離の妨げにならないように注意する必要がある。

「科学技術・イノベーション基本計画」は、Society5.0というあるべき姿を目指した大型の研究開発プロジェクトを推進している。これまでは、この大型プロジェクトが、世界に卓越した研究に繋がってこなかった。「多様で卓越した研究を生み出す環境の再構築」が掲げられているが、大きな修正を施すことなく、闇雲に領域を広げているかのように見える。国の科学技術を「科学技術・イノベーション基本計画」の体制に集約することで、日本の科学技術力が高まるかどうかは疑問である。むしろ、研究の中身の多様性が必要であり、失敗の想定や、代替の確保、想定外への対処などを考慮しておく必要がある。「科学技術・イノベーション基本計画」の不徹底に課題があるわけではない。すべてを科学技術イノベーション基本法に組み込むような方向性は適切とは思えない。

「科学技術・イノベーション基本計画」も「デジタル社会の実現に向けた重点計画」も、扱う領域を広げ、社会を大きく変えようとしている。「科学技術・イノベーション基本計画」は、事前に精緻に計画した大型プロジェクトを遂行しようとしている。一方で、「デジタル社会の実現に向けた重点計画」は、柔軟さやアジャイルガバナンスが重視され、計画の修正や変更をしながら計画が進められようとしている。科学技術の政策と行政のデジタル化があべこべになってはいないだろうか。「科学技術・イノベーション基本計画」にこそ、柔軟さやアジャイルの取り組みが必要で、プロジェクトを進めながら見つける知識があるのではなかろうか。一方で、「デジタル社会の実現に向けた重点計画」には、バラバラな仕組みの統合が要求されており、一旦決まった計画を無闇に変更したり規格を軽視したりすることなく、徹底し一貫した取り組みが求め

られているのではなかろうか。

凋落傾向の我が国の科学技術とまとまりを欠いた行政を、「科学技術・イノベーション基本計画」および「デジタル社会の実現に向けた重点計画」によって改善に向かわせるには、それぞれの計画を適切に進めるだけでなく、適切に加減をとる必要がある。現状は、それぞれが異なる形で偏っており、科学技術については領域を広げることで想定される枠の外を排除しつつ、行政については想定以上の権限を持ちかねない方向に進んでいる可能性がある。

大きく社会が変わろうとするタイミングであり、過剰な不安や過激な思想が生じる可能性があり、国内外の混乱がそれに拍車をかけかねない。科学技術においても行政においても、かつて歩んだ全体主義の時代の悪夢が再現されないと限らない。それを避けるための検討が必要である。Society5.0の宗教のあり方は、宗教の側、市民の側、行政や政治の側から検討する必要があり、最悪の事態を避けることにつながる可能性を持っている。

#### 文献

- (1) 第6期科学技術・イノベーション基本計画 令和3年3月26日 閣議決定
- (2) 第5期科学技術基本計画 平成28年1月22日 閣議決定
- (3) 内閣府 科学技術・イノベーション推進事務局：「総合知」の基本的考え方及び戦略的に推進する方策 中間とりまとめ. [https://www8.cao.go.jp/cstp/sogochi/honbun\\_print.pdf](https://www8.cao.go.jp/cstp/sogochi/honbun_print.pdf) (令和5年12月1日最終アクセス)
- (4) デジタル社会の実現に向けた改革の基本方針 令和2年12月25日
- (5) デジタル社会の実現に向けた重点計画 令和3年(2021年)6月18日
- (6) デジタル社会の実現に向けた重点計画 令和4年(2022年)6月7日
- (7) デジタル社会の実現に向けた重点計画 2023年(令和5年)6月9日
- (8) 文化庁；令和6年度概算要求の概要. [https://www.bunka.go.jp/seisaku/bunka\\_gyosei/yosan/pdf/93983101\\_01.pdf](https://www.bunka.go.jp/seisaku/bunka_gyosei/yosan/pdf/93983101_01.pdf) (令和5年12月1日最終アクセス)